

訴 状

令和4年3月20日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

〒411-0917

原告 落合 俊二

〒411-0902

原告 関 彰信

〒410-0022

原告 山下 誠次

〒410-0022

原告 浅羽 愛

〒410-06302

原告 江本 浩二

〒411-0917

原告 鈴木 隆雄

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

被告 清水町長 関 義弘

〒410-0832 静岡県沼津市御幸町16-1

被告 沼津市長 頼重 秀一

行政文書開示請求に係る適正処分請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙の額 13,000円

はじめに

本件は、清水町外原区に隣接する沼津市の焼却炉の建設をめぐり、当該清水町の住民や沼津市他の住民が、焼却炉の建設を巡り、清水町と沼津市に情報公開請求を行ったが、請求した情報の非開示や不存在通知を受け、清水町および沼津市のこれらの対応が、両自治体の情報公開条例に違法な措置であるとして、本件訴訟を提訴した。

下記に詳述するが、原告落合と原告関については、清水町への情報公開請求に対して、清水町情報公開審査会に異議申し立てを行ったが、大勢は変わらず、また原告落合と原告山下、原告浅羽については、沼津市に情報公開請求し、一部不存在との開示結果を受け、沼津市情報公開条例に違反し、不法な措置として本件訴えを行った。

第 1 請求の趣旨

- 1 被告清水町（関 義弘町長）は、原告落合俊二に対して行った情報一部公開決定を取り消し、原告落合俊二が、公開請求した文書を公開せよ。
- 2 被告清水町（関 義弘町長）は、原告関 彰信に対して行った情報非公開と一部公開決定を取り消し、原告関 彰信が、公開請求した文書を公開せよ。
- 3 被告沼津市（頼重秀一市長）は、原告落合俊二に対して行った情報一部公開決定を取り消し、原告落合俊二が、公開請求した文書を公開せよ。
- 4 被告沼津市（頼重秀一市長）は、原告山下誠二、原告江本浩二、原告浅羽 愛に対して行った情報一部公開決定を取り消し、原告らが、公開請求した文書を公開せよ。
- 5 被告清水町（関 義弘町長）及び、被告沼津市（頼重秀一市長）は、本件不法な対応によって原告らに精神的肉体的過重をかけたことに対して、原告落合、原告関に対して一人100万円、原告山下、原告江本、原告鈴木、原告浅羽に対して、

一人10万円の損害賠償金を支払え。

6 訴訟費用は、被告負担とする

以上の判決をもとめる。

第2 当事者

- (1) 原告落合俊二（以下、原告落合）並び原告関 彰信（以下、原告関）は、清水町に在住し、原告落合と原告鈴木隆雄（以下原告鈴木）は、外原区の住民であり、原告山下誠次（以下、原告山下）、原告江本浩二（以下原告江本）は沼津市、浅羽 愛（以下、原告浅羽）は三島市の住民であり、いずれも情報公開請求を行った当事者である。
- (2) 被告関義弘町長は、原告落合と原告関に情報の非公開、不存在決定を行った普通地方公共団体である清水町の執行機関（町長）である。
- (3) 被告頼重秀一市長は、原告落合と原告山下、原告江本、原告浅羽に情報一部公開通知（情報不存在）の決定を行った普通地方公共団体である沼津市の執行機関（市長）である。

第3 請求の原因

2014年（平成26年）3月27日、当時外原区区長であった鈴木隆雄らは、環境省と交渉し、沼津市が進めている新中間処理計画は、沼津市と外原区が、締結した覚書（甲①号証一1974年11月14日）に違反していると主張した。これに対して環境省は、覚書を理由として、補助金内示を取り消した（甲②号証）。そのため、沼津市の新中間処理計画は、計画実施できなかった。

覚書は、今後沼津市が進める焼却炉建設は、現在の焼却炉の立地場所以外に建設することを約束していたため、現在地への焼却炉建設を謳った新中間処理計画は、覚書に違背し、環境省がそのような計画に補助金を出さないとするのは、当然であった。

沼津市は、このような事態を受けて、本来なら覚書に基づき新中間処理計画に基づく焼却炉建設は、現在地と異なる場所に考えるか、ごみの焼却をやめる方式を考えるなど、行政努力を行うべきであった。

ところが、沼津市が考えたのは、外原区の区長である鈴木隆雄を区長から外すこと、覚書を締結した外原区の自治会組織に「条件派」を作ったり、「正攻法でない手法」によって、鈴木氏を区長から外すということであり、その上、鈴木氏を外した新たな役員体制のもと、新中間処理計画を容認させることであった。ただ外原区では、今もって覚書の遵守を訴え、新中間処理計画に反対する声が根強いため、静観論という手だてを使った。

その静観論の手立てとは、

- ① 沼津市の新中間処理計画に賛同する清水町が、新役員との意見交換会を持ち、
- ② そこでの意見として、新中間処理計画の推進に「静観する」という意見が出されたとし、
- ③ 沼津市は、新中間処理計画の推進への反対を取り除くという手だてであった。

そこで、本件新中間処理計画のこのような推進に疑問を持つ市民らが、情報公開請求を行い、請求1では、原告落合は、その意見交換会の中で、何が話されたのかの情報の公開を求めた。また、請求2では、原告関は、その意見を清水町としてどのように集約しまとめたのか、その上で沼津市に伝えたのか、伝えた打ち合わせ会議の議事録の開示を求めた。その際、原告関は、沼津市にその清水町と沼津市の打ち合わせ会の議事録の開示を求めて、入手した。沼津市は、開示請求にこたえて提出した一方で、意見交換会の内容を伝達した清水町は、議事録の大方を不存在と答えたため、本件請求の2となった。

また締結した覚書が、気に入らないからと言って、締結相手である団体の自治会の役員体制に手を入れ、区長おろしを行うというやり方は、民法第1条の「信義誠

実」を逸脱したものであり、まるで反社会的団体が行うような犯罪行為ともいうべき対応であり、地方公共団体が行うなど決して許されない行動である。

請求3と請求4は、この区長おろしについて清水町と沼津市がどのような打ち合わせを行っていたのかを、それぞれ原告落合、原告山下ら5名が、沼津市に対して行ったものである。

1) 請求1について

(1) 原告落合は清水町に対して、清水町情報公開条例第6条の規定に基づき下記の情報公開請求を行った（甲③号証「情報公開申請書」）。町くらし安全課と外原区長ほか三役が沼津市新中間処理施設整備等に係る意見交換会を行ったが、その①沼津市新中間処理施設整備等に係る意見交換会のテープ起こし（平成31年2月25日開催分、20頁）、②沼津市新中間処理施設への協力及び要望書の提出についての回答書（平成30年2月16日）に対する外原区の意見書について（回答）の回答書（平成30年7月10日）、③平成30年2月16日から平成31年2月25日までの町くらし安全課と外原区長ほか役員と行われた複数回の意見交換会の会議録である。

(2) 被告関町長は、原告落合の情報公開請求に対して、清水町情報公開条例第11条に基づき一部開示を行った（甲④号証「一部情報公開決定書」）が、一部開示とはいえ、実態は、意見交換の内容の99%を公開せず、全体として非開示に等しい開示でしかなかった。非開示した根拠規定は条例第7条第5号イであった。公開しない理由は「沼津市新中間処理施設建設事業の円滑な推進については、地元外原区の理解が必須であることに加え、当該建設事業に係る交渉（意見交換会等）は、忌憚のない意見交換による事業への理解が必要であり、意見内容等は公開しないことを前提に実施されている中で、交渉は現在も進行中であることから、内容を公開することは、今後の交渉を阻害するとともに沼津市新中間処理施設の円滑な事業推進にも支障を来すため」であった。

しかし、ここでの清水町の非開示理由は、行政がよく使う形式論ではない。

本件問題を考えるとき、以下のAという経過事実とBという経過事実を考えて対処する必要があると考える

<A：覚書を媒介にした清水町と外原区の利害相反する関係>

- ① 沼津市の焼却炉建設をめぐる情報公開請求であり、沼津市と清水町外原区の間では、約50年前である西暦1974年に、焼却炉設置地点である場所（1の洞、2の洞、3の洞）に今後焼却炉は、建設しないという覚書が交わされていること
- ② ところが、現在沼津市は、その覚書を無視して、現在地点（1の洞）に焼却炉の建設を新中間処理計画として進めつつあること。それに加え、清水町はこの沼津市の考えに賛同する旨を明らかにしていること
- ③ その点からすれば、外原区の区長をはじめとする三役は、覚書を通して、清水町と利害相反する関係におかれていること

<B：本件意見交換会をきっかけに独り歩きし始めた静観論>

- ① 本件意見交換会をまとめた清水町の沼津市への報告をきっかけに、沼津市が現在進めようとしている新中間処理計画に、清水町外原区が静観する（どうぞ計画を進めてくださいという意味での静観）という表明をしたという布告が、独り歩きし始めた。
- ② しかしこれは、覚書の存在を考えたときには、ありえない事実であった。
- ③ そこで、清水町の意見交換会で、外原区三役と清水町のくらし安全課との間で何が話されたのかの開示を求めたのが、原告落合の請求である。

しかしその内容を開示しない理由が下記のように示されている。

その要点は、以下の4点である。

- ・「公開しないことを前提に実施されている」
- ・「今後の交渉を阻害する」
- ・「新中間処理計画の円滑な事業推進」
- ・「現在、進行中の案件である」

行政が「公開しないことを前提に」打ち合わせをすることは、ママあることである。しかし今回は、上述したように話し合いは、外原区の区長や三役との間で、行われ、そこでの見解は、外原区の見解として、清水町が報告し、沼津市も同様に扱っている。事前の打ち合わせ等の意見交換会ではない。

しかし外原区の区長（代表）であるならば、覚書を締結した自治会の立場に基づいて利害相反する自治体に対応・対処する必要がある。もし、それ以外の対応ならば、オフィシャルな公式の立場でなく、区三役らが個人的に参加した意見交換会でしかない。

そこでの意見は、個人の感想や意見でしかなく、その意見交換会の集約をもって、外原区の公式見解と取り扱うのは、無理がある。

本件原告落合の情報公開請求に対して、「公開しないことを前提に実施されている」「今後の交渉を阻害する」「現在、進行中の案件ではない」などと、話し合われたことに蓋をするのなら、逆に外原区の公式見解とすべきではないこととなる。

ところが、清水町によるこの意見交換会の報告を受けて、沼津市は、外原区は、新中間処理計画に静観論で行くことになったと発表している。そうだとしたら意見交換会自体、オフィシャルに行われたということになり、情報公開を妨げる理由はない。

また清水町は、町民に対して、意見交換会で話されたことを明らかにし、一方で、自治会役員は、その場で何を話したのか自治会員に釈明する必要がある。

また「新中間処理計画の円滑な事業推進」ということが、情報非公開の理由の一つにあげられていることは、驚きを禁じ得ない。

清水町と外原区三役は、上述したように覚書、新中間処理計画を巡っては、利害相反する関係にある。覚書は、現在地に焼却炉を建設しないことを謳い、新中間処理計画は、現在地に焼却炉を建設する計画であるからだ。

ところが、清水町は、外原区三役が、守らなければならない覚書を、反故にし

た「新中間処理計画」の「円滑な事業推進」のために、情報公開はやめるという。締結した覚書を守る気もなく、締結した相手である外原区住民への敬意も、尊重の欠片もない言動とすることができる。

そこから見えてくるのは、もし清水町に言うようにひとくくりできるのならば、参加した外原区の三役は、役員の立場を捨てて、新中間処理計画に賛同する個人として参加した。そうした意見交換会でしかない。

そのような意見交換会を、ベースにしたそこでの話し合いが、外原区の公式見解であるようにして静観論をふりまく、清水町、沼津市には驚くほかはないが、改めて、ここでの清水町の情報非開示の根拠理由は、根拠理由として成り立たないと言える。

(3) 原告落合はほとんど公開されないことを不服として、清水町情報公開審査会に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした（甲⑤号証「審査請求書（2回目）」ところ、同審査会は、2021年の請求について、非開示とした部分について、「第1行文頭から第4行文末」及び「第9行文頭から第10行文末」については、開示するべきとした（甲⑥号証「清水町情報公開審査会答申書」）。

町はそれに従う決定書を落合に提出したが公開された部分のごくわずかだった。また、2022年の請求については同年9月12日に、本件情報開示請求について審査会は「実施機関が非公開とした部分及び不存在を理由として非公開としたことは結論において妥当である」と結論付け、清水町は本件処分を妥当とし、異議申し立てを棄却した。

つまり、清水町情報公開審査会による判断は、(2)で批判した清水町の対応と変わらず、その姿勢の問題点は、(2)で述べた通りである。

(4) 原告落合の主張（一部公開決定された文書の分析）

①打合せ等記録簿（平成31年2月25日、1頁）については、当時の入口区長は『「 - - 平成30年2月16日付けの「沼津市新中間処理施設への協力及び要望書の提出についてに対する回答書」（外原区→町）に対する、平成30年7月10日付け「外原

区の意見書について（回答）」（町→外原区）の内容について意見交換を重ねてきた。

- - - 外原区としては、H30.2月の意見書及び回答書のレベルで新中間処理場が建設されることについては、静観する。』とくらし安全課に表明したが、外原区民にはすぐに報告されなかった。

静観するとの立場について初めて区民に報告されたのは、令和3年度（令和3年4月17日開催）第54回定期総会資料においてであった。その意味について現青島区長は、4月28日に区民に『「静観する」とは、役場との意見交換会で伝えたものであり、過去においてごみ焼却場問題を巡り「建設反対」と「条件付き受け入れ」の意見が対立したことを踏まえ、現状では新焼却場についてはコメントしない、との趣旨です』と区民への回覧のなかで述べ、その後も同様の内容で回覧しているが、明らかに当時の入口区長の説明と食い違っている。

落合は2019年（令和元年）11月25日に日本共産党静岡県委員会政府要請が参議院議員会館会議室で行われ、森野・吉川両清水町議会議員に同行し、環境省環境衛生・資源循環局廃棄物適正化処理推進課の大北課長補佐らと話し合いを持った。

その中で大北補佐は『平成31年2月には、区長と役員が参加した清水町との打合せが行われ、その中で事業に対して賛成も反対もしない「静観」をすとの意見が出されているので、沼津市として事業推進の準備をすすめていると聞いている』と青島現区長の説明を回答した。つまり、当時の入口区長は外原区としては、H30.2月の意見書及び回答書のレベルで新中間処理場が建設されることについては、静観する』とくらし安全課に表明したのにそのことを清水町は環境省には言わず青島現区長の説明を環境省にしていたのである。また、令和元年12月20日に清水町のくらし安全課長は環境省に出張し青島現区長の説明をしていた。（明らかに清水町は環境省に嘘をついていた。これは平成30年2月16日付けの文書をもとに外原区三役を思いどおりにしようとしていたが、それが叶わなくなっていくの時期かわからないが方針転換したものと思われる）。

2) 請求2について

(1) 原告関は清水町に対し、清水町情報公開条例第6条の規定に基づき下記の情報公開請求を行った。

『平成31年2月25日開催の沼津市新中間処理施設に係る町と外原区との意見交換会で、区が示した「静観する」を沼津市に最初に伝えた記録（会議記録、文書（令和2年1月14日除く））』

(2) これに対して、清水町は、情報不存在の対応をとった（甲⑦号証 「情報非公開決定通知書」）。

この件で、少し詳しく言うと、原告関は、外原区三役等が「静観を示した」平成31年2月25日前後の平成29年5月16日から令和元年11月29日までの約2年7か月の間の町と沼津市との打合せ記録の開示を、清水町に求めると同時に、沼津市にも求めていた。

その結果、沼津市は、16回の打合せ記録を公開した。一方、清水町に対しても、この16回の内の13回の打合せ記録等について開示を求めた所、町が公開した公文書記録簿は、令和元年10月8日の打合せ記録簿が1回1枚だけで、残り12回の記録簿は、文書不存在だった。（記録簿とは別に3件の資料の公開がある）。

清水町は外原区三役等との意見交換会は記録簿を作成している（作成していない場合もあるが）。しかし、事業者である沼津市との打合せ記録簿を作成していないと説明しているが、そもそもありえないことである。行政を進める上で、文書処理が基本と認識して執務しているはずの町長はじめ町職員は、今回処分に係る打合せ協議等について、記録し保管しているものと思われる。

したがって文書の不存在は、公共事業体としての自治体としてありえないことであり、釈明を求めたい。

(3) 一方、原告関は、沼津市に対して同様の情報公開請求を行った。これに対して、沼津市は、情報公開した。

その内容は、以下のような内容だった。

「外原区が静観」を示した経緯は、町民には明らかにされていないが、地元対応を清水町に依頼した沼津市に、清水町は平成31年2月25日開催の意見交換会の内容をどのように伝えていたのか。沼津市へ伝えた記録が「文書不存在」では行政手続きは進められないはず。行政事務事業を文書主義で行う町に、ごみ処理という自治体の固有事務の重要課題に係る記録が存在しないことはない。

そもそも清水町と沼津市は、異なる自治体であり、清水町が意見交換会で入手した外原区三役の発言などを、どのように伝えるかは、自治体として当然事前協議し、まとめる課題である。

情報公開請求で清水町がそれが存在しないと答え、一方で沼津市には、伝わっている。伝えた情報が無く、伝えられたほうが残っている。そのような無から物が発生するような非科学的で不誠実な話は、通用しない。

(4) 清水町の不存在に対しての理由とその問題

清水町による不存在の理由に対してその問題点を下記指摘する。

「見解の伝達は、当町の庁舎において実施」とあるが、伝達場所（伝達年月日も）を特定できたのは、記録が存在するからできたのでは。そして、伝達した町職員、伝達相手の沼津市職員等の記録も存在するはず。この点からも、明らかにすべきである。

「意見交換会の記録と重複することから・・・文書等は作成していない」との意見に対しては、これまた驚きを禁じ得ない。そもそも、意見交換会は、清水町と外原区役員との意見交換会であり、そこで外原区三役から出された内容を、執行機関としての清水町のくらし安全課が、その内容をどのように受け止め、清水町の担当部署として意見集約したのかとは、全く別の話である。

町は沼津市から依頼されて、施設建設の地元住民の合意を求めるために意見交換会を開催している。町は、意見交換会での外原区民の意見の内容を沼津市に伝えるのが役割で沼津市への報告は記録としてあるはず。「重複すること」と「文書等を作

成していない」ことには関連性はなく、「作成していない」理由には該当しない。

平成31年2月25日の意見交換会で、外原区が「静観する」との見解を示したとする意見交換会の内容をどのように清水町は、沼津市に報告したかその記録を明らかにすべきである。

清水町が沼津市に委託しているごみ処理は、町の重要施策に係る事務であり、これに係る記録を文書として「作成すべき」であったのに「作成していない」としたら、行政事務事業を、文書主義で行うことへの不適正な事務処理であり、不当である。町情報公開条例第28条に違反していると言える。

(5) 清水町情報公開審査会の審議結果とその問題

原告関はほとんど公開されないことと不存在を不服として、清水町情報公開審査会に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という）をした（甲⑧号証）。

それに対して、清水町情報公開審査会は、答申書を2023年2月13日に提出した。

その内容は、以下の①～④として示されていた。

① 実施機関（清水町）が、平成31年2月25日に行われた意見交換会の内容を沼津市へ最初に伝達したのは、意見交換会の直後である2日後の平成31年2月27日と認められる。そして、この沼津市への伝達については、実施機関の庁舎内で行われたものであり規定上文書として作成する義務があるものに該当しない。また、実施機関担当課長の立ち合いがあったことからしても、担当者から担当課への報告文書等が作成されなかったことは不合理とまでは言えない。

実施機関による意見交換の記録と重複するから記録の文書等は作成していないという理由については、意見交換会そのものと沼津市への意見交換会の内容の伝達は別個のものであるから、重複には該当しないと思料され、公文書不存在の理由としては不相当と言えるが、報告文書等を作成しなかった事実自体を左右する理由になるとは言えない。

② 実施機関は、本件開示請求を受けて、全ての記録を検索したが、該当する記録

の存在を確認できなかった。また、当審査会事務局においても、関連すると思料される文書及び電子記録を全て確認したが、該当するような文書及び電子記録は見つからなかった。

③ したがって、本件において、公文書が不存在であることは直ちに不当であるとはまでは言えないから、不存在を理由とする非公開とした結論は妥当と判断する。

④ 実施機関は、意見交換会の内容自体については重要と認識しているものの、沼津市担当者への伝達は、意見交換会時点における外原区の姿勢を一報として行ったに過ぎず、重要度が低いと認識している。しかし、沼津市側には協議を行った記録が存在していること、後に清水町長から沼津市長に宛てた文書においても、外原区の「静観」という姿勢を伝えていることから、本件が仮に担当者間の一報であったとしても一定程度の重要性が伺える。

このように審査会は、①で実施機関（清水町）の庁舎内で行われたものであるため、規定上文書を作成する義務のあるものに該当しないという。しかしここでいう庁舎内で行ったというのは、実施機関である清水町の職員が、同じ庁舎内と言う意味でしかないと考えられる。庁舎内で行った場合でも、清水町とは別の地方自治体や別法人や場合によっては別の国の場合など、他者との話し合いの場合はどうなのかを検討する必要がある。その際、清水町の一部門が行った取り組みでも、その他者から見れば、そこで話される内容は、清水町の町としての見解となる。

従って通常は、清水町の当該実施部門が、どのような見解で臨むかは、町としての確認が必要となる。

その上で、審査会は、②で実際に検索したが、該当するものは、見つからなかったという。しかし審査会は、捜査機関ではないし、隠しているものを見つけることは、不可能であろう。それよりは、打ち合わせにあたって、報告側である清水町が報告書類がないのに、その打ち合わせの後に、沼津市がそれを「静観論」として受け取り、一人歩きさせている。沼津市の報告書類と清水町の意見交換会の議事録から清水町がどのように報告したのか、その際根拠としたメモなど行政文書に該当す

るものは無かったのかを審査会は、清水町に迫るべきであった。そうした検討を抜きにして、審査会は③で、「公文書が不存在であることは直ちに不当であるとまでは言えないから実施機関が、不存在を理由として非公開とした結論は妥当」と判断した。

遡って①では、清水町が打合せ記録を作らなかった点について、重複するからという理由を述べているが、地方公共団体の職員は、住民の税金によって給与が支払われ、仕事をしている存在であり、勤務時間中に時間を使ったことについては、長短は別に報告することが義務であると言える。打ち合わせ会議は、重複するから作らなかったというのは、審査会も指摘するようにはあり得ないと言える。

また④でも審査会が指摘しているように、本件問題は、すでに本件打ち合わせ後、沼津市は、環境省に報告し、外原区が、静観すると報告し、それをきっかけにして、新中間処理計画による焼却炉建設計画が動き出そうとしていて、審査会自体が言うようにその重要性はいうまでもない。

従ってそのような重要な打ち合わせの報告書を作らないというのは、あり得ず、そのまま信じていくことができない。

これら清水町の議事録を作成せず、不存在というのは、以上の諸点から言っても考えられない。

これは、審査会としての役割と責任放棄した対応ではないかと考えられる。

そこで、原告関は、本件処分は、清水町情報公開条例の28条に違反していると、請求2を行い、提訴した。

3) 請求3と請求4について

(1) 原告落合と原告山下ら5名は、被告頼重市長に対し、それぞれ沼津市情報公開条例第4条の規定に基づき下記の情報公開請求を行った(甲⑨号証、甲⑩号証)。平成25年度に実施した清水町と沼津市との沼津市新中間処理施設に係る意見交換会・打ち合わせの会議録のうち「①沼津市ごみ対との打合せ概要(平成26年1月28日)、

②井原沼津市副市長と落合副町長との協議概要（平成26年2月4日）、③沼津市との協議概要（平成26年2月28日）」の会議録について請求した。

(2) これに対して、被告頼重市長は、①と③の会議録しか開示しなかった（甲⑪号証、甲⑫号証、公文書部分開示決定通知書）。②の井原沼津市副市長と落合副町長との協議概要（平成26年2月4日）は不存在とされた。山下ら5名には②の代わりに平成26年3月6日開催の清水町全員協議会報告を出した。

(3) 一方、原告落合は、同様の情報公開請求を清水町に行った（甲⑬号証）。清水町は、①②③の3文書すべてを公開した（甲⑭号証）。

(4) 江本浩二は今年（2023年）1月に、沼津市の新中間処理計画に関連する情報の公開を求めたところ、約500ページの情報が、江本議員に届けられたが、その中には、上記①②③の文書の内、やはり①と③しかなく、②の文書はなかった。

ところが、今回の落合による情報公開請求に対しては、清水町は、①②③の3文書を出した。清水町は、保持していた3文書の内から②の文書を除いた①と③だけを、沼津市に渡したのか？

それとも3文書は清水町から渡されていたが、沼津市はその分を無くしたのか？
それとも隠しているのか？

(5) 清水町から公開された3文書の内、②の文書には、当時の井原沼津市副市長と落合副町長が参加している会議において、鈴木区長おろしについての、話し合いが公然と行われている。

そこでは、沼津市側の発言として、「外原区長が、続投であるようなので、対抗組織（条件派）など、正攻法でない手法も考えて欲しい（外原区には、市職員〔柴田自治課長、長橋道路建設課長〕他4~5人程度）」と発言したことが記載され、覚書の締結相手である自治会への「対抗組織（条件派）」を作るという「正攻法でない手法」を使い、鈴木区長おろしを画策すること、その方法として、自治会には、沼津市の管理職職員がいるので、それらの職員を使って、鈴木おろしを進めるとまで話されている。

この会議自体、地方自治体の職員が守らなければならない憲法や自治法に反し、しかも覚書の締結相手である自治会を、自治体の意向に沿った組織に変えて行くという反社会団体が行うような行動を打ち合わせた内容であり、許される行為ではない。また本件情報公開訴訟という点でいえば、

ア 本件会議録を、沼津市が保持していないというのはいりえない。

イ 沼津市は、3文書の内、①と③の文書を持ちながら、肝心の②の文書が無いというのは、理屈が通らない。自分たちは作らず、清水町から貰ったといながら、清水町は、①②③の文書を保有しているのに、なぜそこから貰った沼津市が②の文書を欠くのか？

ウ 保有しているのに不存在の対応をすれば、沼津市情報公開条例の第5条違反のみならず、虚偽公文書作成罪にも問われることになる。

経過から、昨年12月議会での江本議員による質問の答えに窮し、保持していないことにし、嘘をつき続けている疑いが濃厚である。

(6) 行政の両副管理者が関わったこの事件の異常さを江本浩二は令和4年12月6日の沼津市議会で質問したが、生活環境部長はこの事実についての清水町作成の公文書(①沼津市ごみ対との打合せ概要(平成26年1月28日)、②井原沼津市副市長と落合副町長との協議概要(平成26年2月4日)、③沼津市との協議概要(平成26年2月28日))の会議録を「確認していない」と答えた。この件で情報公開の担当部局に尋ねたことをまとめた江本メモ(令和5年2月10日作成)によると「3文書は沼津市が作成したものではなく、清水町が作成したもの。そもそも沼津市は作成していないから沼津市にはない。しかし、江本議員の情報公開請求を受けて沼津市が出したのは清水町から貰った2文書(①、③)である。そしてこれを沼津市の公文書に加えた」と沼津市は答えた。

すると残り1文書((②井原沼津市副市長と落合副町長との協議概要(平成26年2月4日)))が、無いという事は、沼津市が作成した議事録が無いという事に加え、①と③の文書は、在るが、②の文書が無いということになる。しかし③の文書には、

沼津市の「及川課長から対抗組織の件、区長交代の可能性について質問」と記載され、②の文書が無いと、話の筋が分らない。したがって沼津市が言う②の文書が無いという事は、容易に信じることができず、本件訴訟提起となった。

第4 結語

清水町および沼津市は、原告らの情報公開請求に対して、それぞれが持つ情報公開条例に基づき、情報開示してこなかった。そこで原告らは、請求1～4に示した開示請求を求め、本件訴訟を提起する。

なお清水町や沼津市による違法な対応、対処によって、原告らは、精神的肉体的過重を受けた。そこで請求5の通り、損害賠償請求を行うものである。

以上より、原告らは、被告に対し、請求の趣旨記載の判決を求め、本訴を提起する。

証 拠 方 法

別途書類

附 属 書 類

(1) 訴状副本

1通